

くらしウォッチャーだより

★トピックス 注意喚起情報
★大崎市消費生活ウォッチャー12・1月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り 新鮮情報

SNSのアカウントに知らない異性から連絡があり、別のSNSでやり取りしようといわれた。数日間メッセージのやりとりをした後、暗号資産の投資を勧められた。国内の暗号資産取引所で自分名義の口座を開設し、日本円を暗号資産に交換した。その後、海外の暗号資産取引所の指定口座に送金し、別の暗号資産に交換するよう指示され、交換した。預けた暗号資産を出金しようとしたら、**認証金の支払いを追加で求められ、いつまでも出金できない。**送金額は総額約500万円である。(60歳代)



SNSで勧誘される 詐欺的な暗号資産の投資話 被害回復は困難です

ひとこと助言

- SNSなどで知り合った面識のない相手から暗号資産等の投資を勧められたら、詐欺的な投資話を疑ってください。
- 暗号資産交換業を行う事業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。事前に必ず金融庁のウェブサイト上で登録の有無を確認してください。同サイトには、無登録業者として警告がなされた業者の掲載もあります。無登録業者とは取引しないでください。
- 暗号資産は価格が変動することがあり、価格が急落して損をする可能性があります。たとえ取引相手が登録業者でも、こうしたリスクや契約内容を十分に理解できなければ契約をしないでください。
- いったん振り込んでしまうと、被害回復は極めて困難です。相手の説明に不信感や疑問を抱いたら、すぐにお住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察に相談してください(消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番)。



本文イラスト：黒崎 実



12月・1月報告 消費生活関連

電話勧誘

[運輸・通信1件]

- 月2, 3回、固定電話に「電話を止める」等の内容でかかってくる。スマホにも海外からと思われるものや非通知の着信がある。

[教養・娯楽1件]

- カメラ・電化製品等不用品の買取の勧誘だったが「ない」と断った。

[光熱水品1件]

- 「大手電力会社契約のご家庭に連絡しています。太陽光発電等の話をしたいので契約者様はいらっしゃいますか。」と電話があり、「いない」と答えたところ、「後で電話をします」と電話を切られた。

[商品一般6件]

- 女性から不用品買取の勧誘電話があり、大変しつこくなかなか電話を切ってくれなかった。
- 着信に出ずに聞いていたところ、自動メッセージのアンケートで年収を聞いてきた。
- スマホに海外から着信があり無視した。
- 宅配業者を利用して不用品を買い取る、チラシを送りたいと言われたが断った。
- 不用品買取業者から頻りに電話がかかってくる。0800や050発信には対応していない。
- 固定電話に海外から複数回かかってくるが、先日、消費生活講座で国際電話の利用を休止できる話を聞き、早速試したら着信がなくなり大変助かっている。

通信販売・その他

[商品一般4件]

- ポイント移行未完了のお知らせのメールが届くが、詐欺だと思われるので削除した。
- SMSで利用料金で確認したい事があると電話番号が記載されていたが無視した。
- クレジットカード会社、証券会社、宅配業者を装ったフィッシングメールを多数受信。
- SMSで仕事紹介のメッセージが届いた。登録していないので無視した。

消費生活相談員からのコメント

昨今、国際電話番号(+1 や+44 などから始まる番号)を利用した特殊詐欺被害が多発しています。被害に遭わないために国際電話番号からの着信を受けないための対策をしましょう。

固定電話

国際電話を利用しない方は、利用休止申請等をお願いします。

国際電話の利用を休止することができます(無料)。

着信休止はどの固定電話会社でも受付可能です。

詳しくは申し込みの際に確認ください。

国際電話不取扱受付センター

<https://www.kokusai-teishi.com/>

電話番号

0120-210-364

取扱時間(オペレーター案内)

平日9時～17時

自動音声案内

平日、土曜日曜日 24時間

ウェブサイトからの手続きも可能です。

～国民生活センター発表情報より抜粋～

携帯電話

スマートフォン端末によっては、海外からの着信拒否設定が可能な場合があります。

また、契約先の契約内容によっては、発信を制限できる場合があります。

不明な場合、契約先の各電話会社に問い合わせしてください。



12月1月報告食品の品質表示

品目別	月	調査品	表示項目	調査延べ店舗数	表示状況				
					1回目		2回目		
					有	無	有	無	
生鮮食品	12月	農産物	人参	名称 産地	20	10	0	10	0
			りんご		20	10	0	10	0
		1月	かぼちゃ		20	10	0	10	0
			レモン		20	10	0	10	0
	水産物	12月	魚		20	10	0	10	0
		1月	貝		20	10	0	10	0
		畜産物	12月		鶏卵	20	10	0	10
1月	鶏肉		20	10	0	10	0		
加工食品	12月	くるみ菓子 (ナッツ類など)	第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	10	10	0			
	1月	納豆		10	9	0			

気づいた点

- 水産物の「まぐろ」は種類も産地も複数陳列されていた。
- りんごのバラ売り商品名称・産地はポップ表示になっていた。
- 11月26日から12月25日までの調査の中で、クリスマスの売り出し期間前は鶏肉が品薄で、価格も高くなっていた。
- アレルギー表示では「小麦・くるみ・アーモンド・カシューナッツ・大豆の成分を含んだ原材料を使用」という表示になっていた。
- 人参は「千葉県産」と「宮城県産」の両方が陳列されていた。他のスーパーマーケットでは全てが「千葉県産」だった。
- りんごは「岩手、青森、山形県産」と東北の様々な産地のものが並べられていた。

コメント

「納豆に遺伝子組み換え表示がなかった」「納豆の栄養成分表示が見当たらない」との報告がありました。加工食品「納豆」の原材料が「遺伝子組み換え」である場合には、その旨を表示する義務があります。しかし「遺伝子組み換えでない場合」たとえば「大豆（遺伝子組み換えでない）」等の表示をするかどうかについては任意となっています。

また、納豆の栄養成分表示について、本市では情報を整理し、表示制度の確認を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応しています。納豆の栄養成分表示は、作り手が小規模でも、売り手(表示上の販売者)が小規模ではない場合には表示が必要となるケースがあるため、確認が必要です。(参考：消費者庁HP)(参考：消費者庁「知っておきたい食品の表示」)

編集後記

12月12日(金)大崎市地域交流センター(あすも)を会場に「消費生活サポーター養成講座」を開催しました。古川警察署生活安全課から講師をお招きし「最近の特殊詐欺の傾向と注意喚起」についてご講話いただきました。続いて「高めよう!見守りの力」と題したオリエンテーション(視聴講演)、最後は、仙台弁護士会、弁護士 大橋 洋介氏を講師にお招きし「高齢者、障がい者の消費者被害とサポーターの役割」についてご講義いただきました。「グループワーク」では2つの事例をもとに出席者の皆さんが、それぞれの立場で何ができるかといった、積極的な意見交換が行われました。参加した皆様からとても充実した講座だったと好評でした。ご出席いただきました皆様、ありがとうございました。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認められた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市役所 民生部社会福祉課)

受付: 月~金(祝日を除く)午前9時~午後4時

Tel: 0229-21-7321 Fax: 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号(本庁舎2階)

~ 令和7年12月12日(金)開催 「消費生活サポーター養成講座」の様子 ~



「最近の特殊詐欺の傾向と注意喚起」



「高齢者、障がい者の消費者被害とサポーターの役割について」

令和8年2月18日 発行